

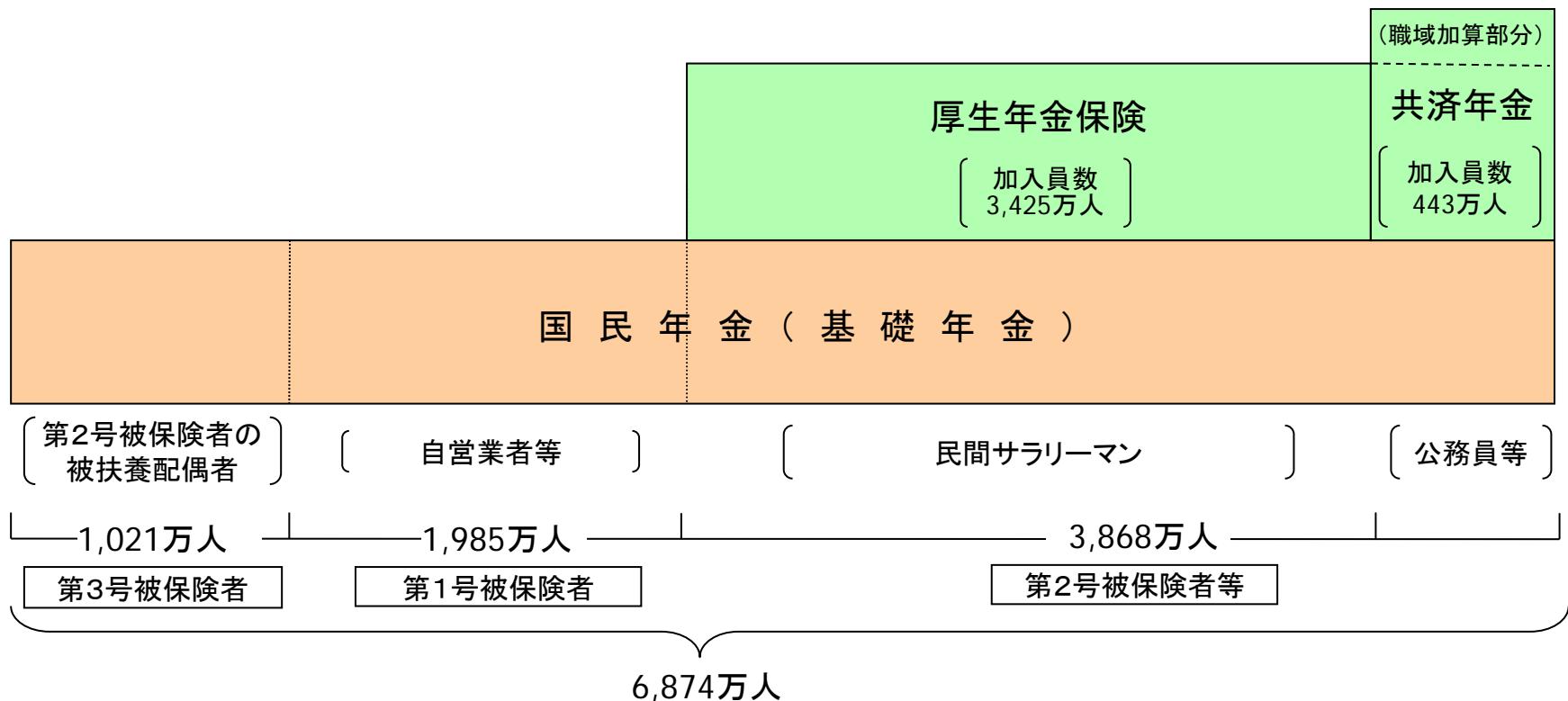
第3号被保険者制度の 見直しについて

(注) この資料では、簡便のため、主に男性が働いていて女性が被扶養者であるというケースを想定した表現で説明しているが、制度自体は男女で取扱いが異なるわけなく、専業主夫も第3号被保険者となりうる。

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

(数値は、平成22年3月末)



年金財政の仕組み

年金受給者



各制度は、基礎年金給付費の総額を、それぞれの被保険者数(第3号被保険者を含む)で按分した額を負担する。

※第3号被保険者は、自分の配偶者がどの制度(厚生年金か共済年金か)に加入しているかを含めて、届出を行っているので、その人数を含めた按分が可能となる。

現役世代



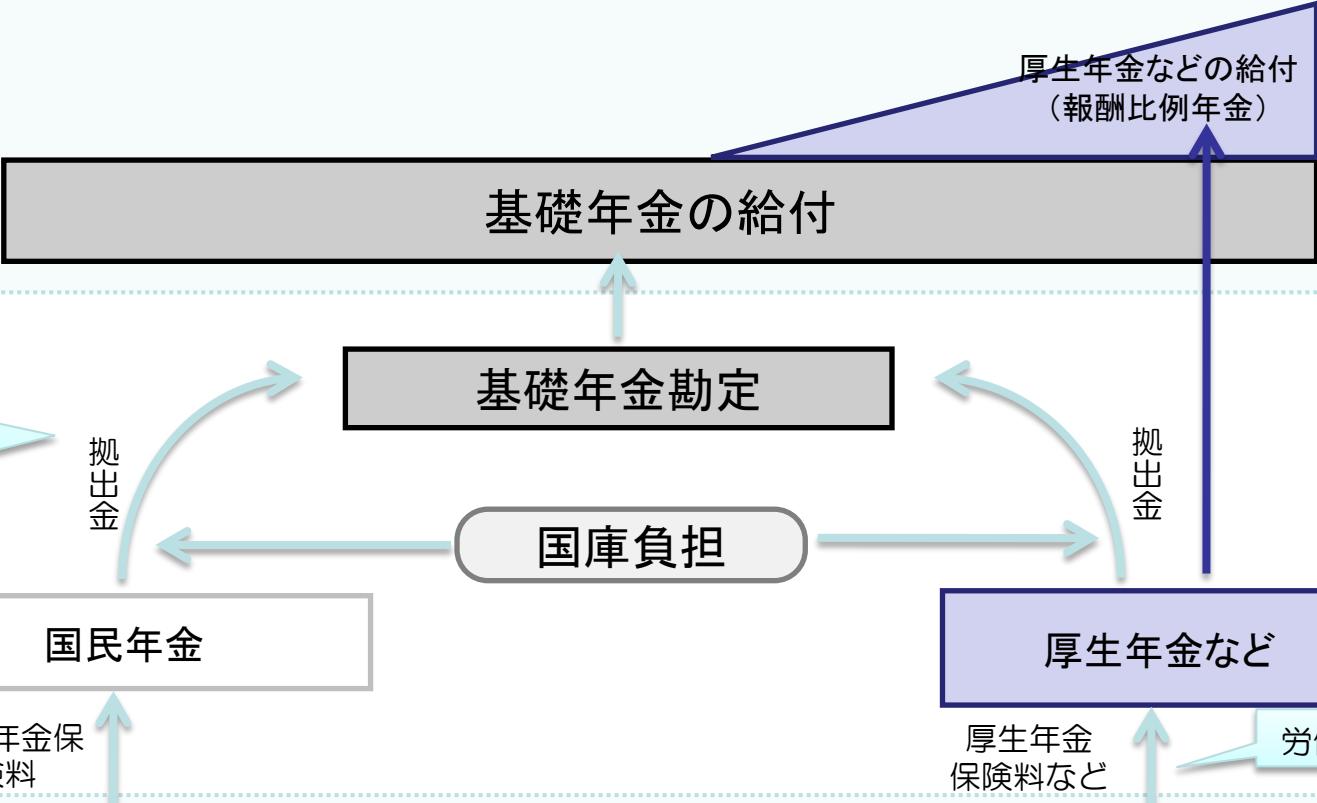
自営業者など
国民年金の
第1号被保険者

被用者(サラリーマン)
(国民年金の第2号被保険者
=厚生年金の被保険者など)

(注1) 資金の大きな流れのみを表示しており、細かい部分は省略している。

(注2) 共済年金については、「厚生年金など」に含めている。

(注3) 「国民年金」・「厚生年金など」は、年金の給付や基礎年金勘定への拠出にあたり、年金積立金の運用収入など、保険料と国庫負担以外の収入も、その支出に充てている。



1. 第3号被保険者制度について

(1) 第3号被保険者制度の実態

- 第3号被保険者の数は、近年減少傾向にある。

第3号被保険者数の推移

年度	被保険者計	第1号被保険者数 (任意加入含む)	第3号 被保険者(A)	20~59歳日本人 女子人口(B)	A/B
昭和	61	万人 6,332	万人 1,951	万人 1,093	万人 3,383 32.3%
	62	6,411	1,929	1,130	3,398 33.3%
	63	6,493	1,873	1,162	3,410 34.1%
平成 元	6	6,568	1,816	1,179	3,423 34.4%
	2	6,631	1,758	1,196	3,430 34.9%
	3	6,835	1,854	1,205	3,446 35.0%
	4	6,894	1,851	1,211	3,462 35.0%
	5	6,928	1,861	1,216	3,479 35.0%
	6	6,955	1,876	1,219	3,494 34.9%
	7	6,995	1,910	1,220	3,497 34.9%
	8	7,020	1,936	1,202	3,503 34.3%
	9	7,034	1,959	1,195	3,501 34.1%
	10	7,050	2,043	1,182	3,503 33.7%
	11	7,062	2,118	1,169	3,505 33.3%
	12	7,049	2,154	1,153	3,481 33.1%
	13	7,017	2,207	1,133	3,465 32.7%
	14	7,046	2,237	1,124	3,443 32.6%
	15	7,029	2,240	1,109	3,424 32.4%
	16	7,029	2,217	1,099	3,399 32.3%
	17	7,045	2,190	1,092	3,376 32.4%
	18	7,038	2,123	1,079	3,368 32.0%
	19	7,007	2,035	1,063	3,318 32.0%
	20	6,936	2,001	1,044	3,260 32.0%
	21	6,874	1,985	1,021	3,201 31.9%

資料:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1)日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2)第3号被保険者には男子(平成21年度では11万人)も含まれる。

第3号被保険者数の年齢別割合

年度	計	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
昭和 63	34.1%	5.6%	33.3%	48.5%	45.7%	44.0%	38.4%	31.5%	21.1%
平成 元	34.4%	5.0%	32.1%	49.0%	46.9%	45.5%	38.2%	32.9%	22.4%
2	34.9%	4.7%	30.3%	49.7%	47.8%	46.8%	38.3%	34.0%	24.0%
3	35.0%	5.0%	30.1%	50.0%	48.7%	45.0%	40.7%	35.7%	24.1%
4	35.0%	5.0%	29.0%	49.7%	49.5%	44.7%	42.3%	36.1%	24.9%
5	35.0%	4.9%	28.4%	48.7%	50.6%	44.7%	42.8%	37.4%	24.7%
6	34.9%	4.8%	27.3%	48.5%	50.7%	45.5%	43.8%	36.7%	25.4%
7	34.9%	5.1%	27.0%	47.4%	50.8%	45.9%	44.1%	36.3%	25.5%
8	34.3%	5.3%	26.7%	47.2%	50.1%	44.9%	41.0%	37.3%	26.3%
9	34.1%	4.9%	25.6%	45.5%	50.0%	45.3%	40.2%	38.6%	27.2%
10	33.7%	4.8%	24.7%	44.4%	48.8%	45.5%	39.3%	38.9%	27.3%
11	33.3%	4.9%	23.3%	42.1%	48.9%	45.2%	39.5%	39.0%	26.7%
12	33.1%	4.8%	22.2%	41.8%	47.5%	45.5%	39.7%	39.3%	25.1%
13	32.7%	4.8%	21.1%	39.7%	47.1%	44.9%	40.1%	36.9%	26.9%
14	32.6%	4.9%	20.5%	39.0%	46.5%	44.7%	39.8%	36.6%	27.9%
15	32.4%	4.9%	20.2%	37.7%	45.4%	44.6%	40.1%	36.1%	28.5%
16	32.3%	4.5%	19.7%	36.9%	44.1%	44.3%	40.5%	37.0%	29.0%
17	32.4%	4.8%	19.3%	36.2%	44.3%	42.9%	39.4%	36.9%	30.7%
18	32.0%	5.0%	19.2%	35.0%	42.9%	43.1%	40.3%	37.4%	29.1%
19	32.0%	4.7%	19.1%	34.4%	43.0%	42.4%	40.0%	37.0%	30.0%
20	32.0%	4.7%	19.3%	34.1%	41.9%	43.0%	39.4%	37.4%	29.8%
21	31.9%	4.3%	18.8%	33.9%	41.5%	42.0%	40.2%	36.6%	29.9%

資料:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1)日本人女子人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2)第3号被保険者年齢別割合は第3号被保険者数を日本人女子人口で割ったものである。

(注3)第3号被保険者には男子(平成21年度では11万人)も含まれる。

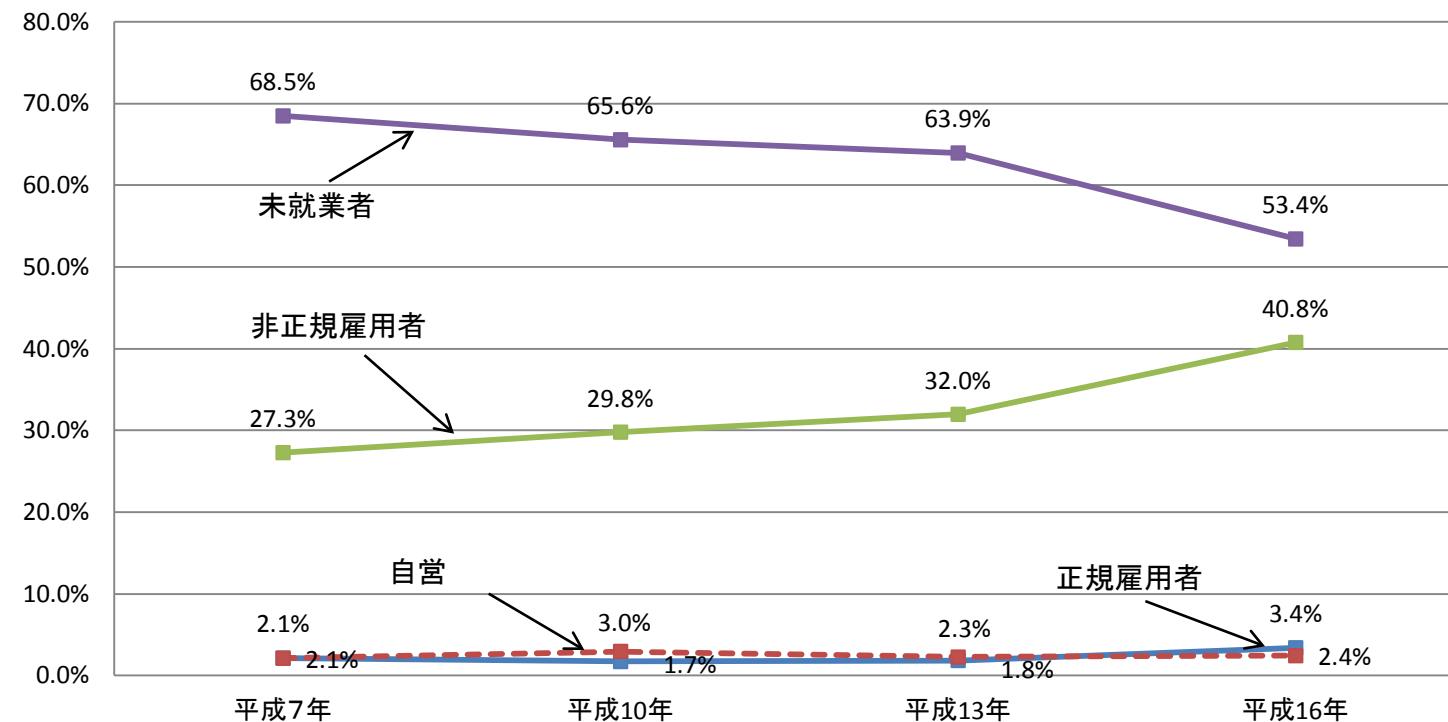
- 第3号被保険者の就業状況については、未就業者(いわゆる専業主婦)の割合が最も多いが、近年、非正規雇用者の割合も増加している。
- 短時間労働者への社会保険の適用拡大については、社会保障審議会の特別部会において検討を進めている。

第3号被保険者の就業状況

(単位:千人)

	平成7年		平成10年		平成13年		平成16年	
自営	252	2.1%	198	1.7%	210	1.8%	374	3.4%
正規雇用者	249	2.1%	342	3.0%	258	2.3%	267	2.4%
非正規雇用者	3,214	27.3%	3,448	29.8%	3,653	32.0%	4,489	40.8%
未就業者	8,070	68.5%	7,590	65.6%	7,308	63.9%	5,883	53.4%
合計	11,785	100.0%	11,578	100.0%	11,429	100.0%	11,013	100.0%

(単位: %)



資料出所: 厚生労働省「公的年金加入状況等調査」

被扶養配偶者認定基準の経緯

- 昭和61年4月までは、所得税の控除対象配偶者収入限度額に連動して改定されてきた。

	認定基準額	一般（高齢者以外） 基準の考え方	
		①所得税控除対象配偶者収入限度額 紿与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (20万円)	②国共の基準 70万円
52年4月	70万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 紉与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (20万円) ②国共の基準 70万円	
56年4月	80万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 紉与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (29万円)	
58年4月	80万円 (据置き)	—	
59年4月	90万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 紉与所得控除+配偶者控除対象限度 (57万円) (33万円) ②実収入伸率×80=92万円 ④消費者物価伸率×80=87万円	③可処分所得伸率×80=91万円 ⑤きまって支給する給与伸率×80=91万円
61年4月	90万円 (据置き)	—	

- 昭和62年5月以降は、所得税との連動をやめ、被扶養者の適用を維持するという考え方から、所得水準の伸びに応じた改定を行った。

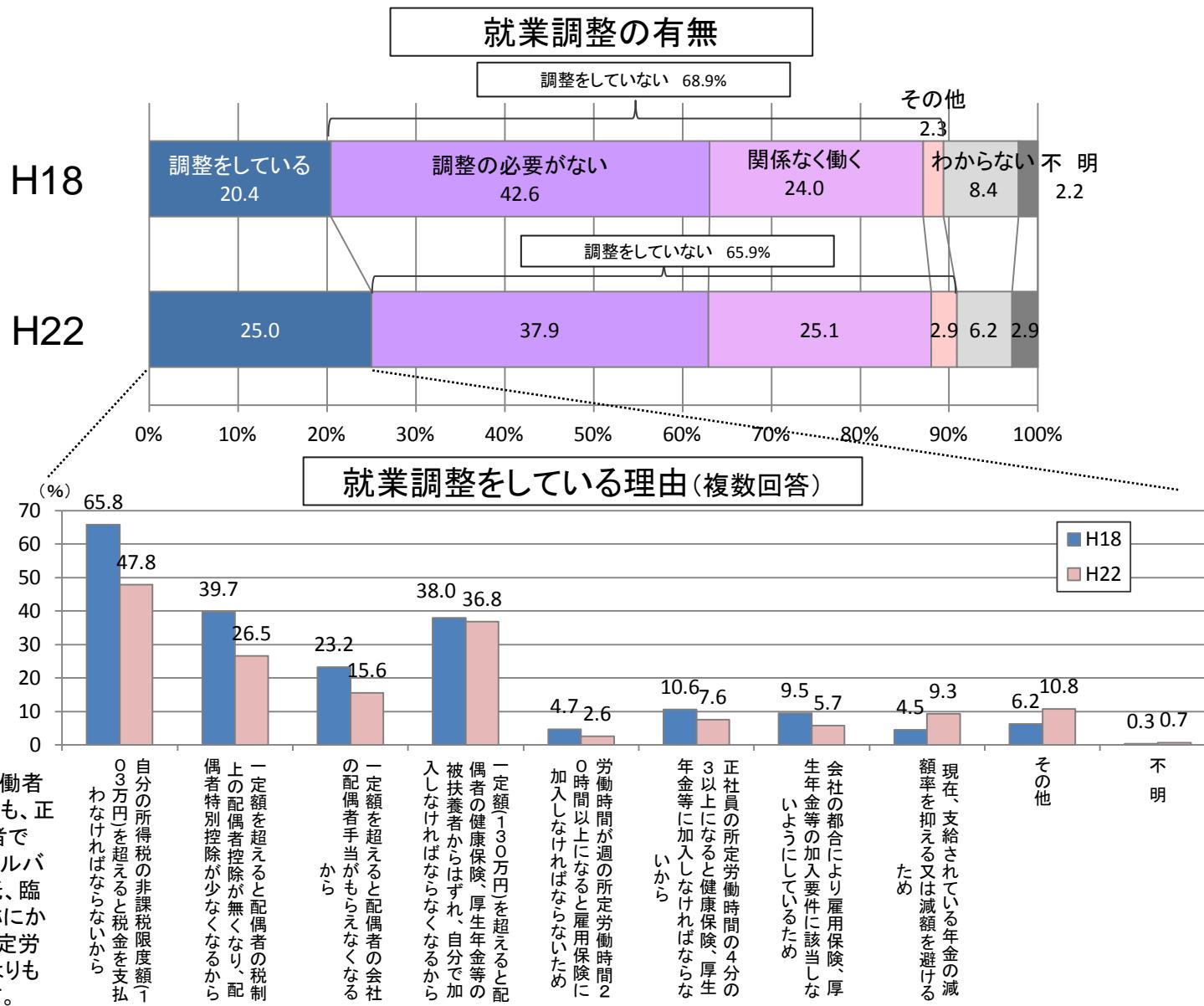
62年5月	100万円	①所得税との連動をやめる ②実収入伸率×90=103万円 ③可処分所得伸率×90=101万円 ④きまって支給する給与伸率×90=102万円
元年5月	110万円	①実収入伸率×100=106万円 ②可処分所得伸率×100=107万円 ③きまって支給する給与伸率×100=107万円
4年1月	120万円	①実収入伸率×110=124万円 ②可処分所得伸率×110=124万円 ③きまって支給する給与伸率×110=119万円 ④国家公務員扶養手当所得基準 110万円→120万円（4年1月）
4年4月	120万円 (据置き)	—
5年4月	130万円	①実収入伸率×120=127万円 ②可処分所得伸率×120=126万円 ③きまって支給する給与伸率×120=124万円

※1 医療保険では、被保険者によって生計を維持されている被扶養者の疾病等は、被保険者にとって経済上の負担となることから、被保険者の生活の安定のために、被扶養者についても保険給付を行ってきた。

※2 医療保険における家族の給付割合について

国民健康保険では、世帯員（家族）の給付割合が、昭和34年から昭和42年まで5割、昭和43年以降、7割であるが、健康保険では、被扶養者の給付割合が、昭和18年から昭和47年までは5割、昭和48年から昭和55年までは7割、昭和56年から平成14年まで、被扶養者の入院の給付割合が8割（外来は7割）であり、国民健康保険と健康保険で家族の給付割合に差があった。

パート労働者の就業調整に関する意識



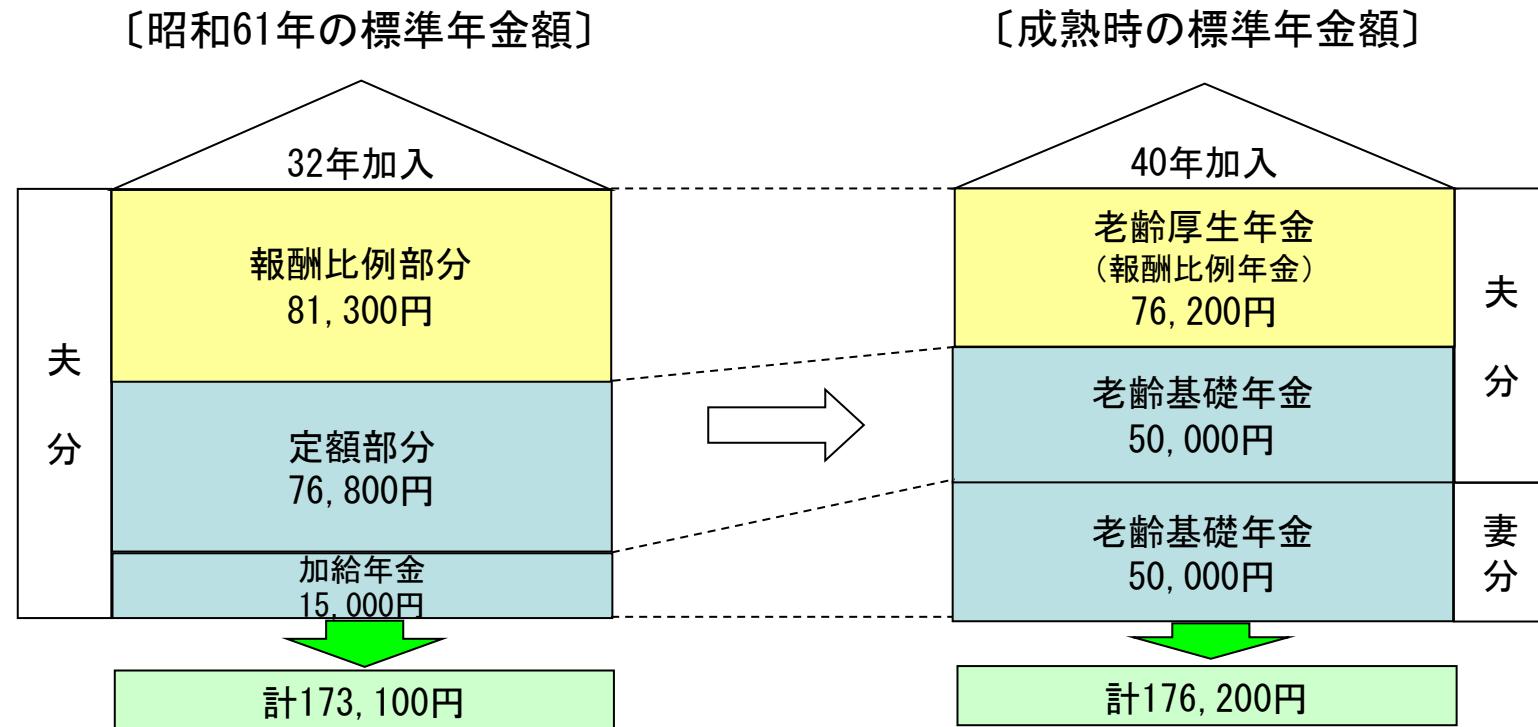
資料出所:パートタイム労働者総合実態調査(平成18年)(厚生労働省)
短時間労働者実態調査(平成22年)(労働政策研究・研修機構)

(2) 第3号被保険者制度の導入経緯

- ・ 国民年金制度発足時（昭和36年）は、厚生年金が世帯単位の給付設計（夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計）となっていたことを踏まえ、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻（サラリーマン世帯の専業主婦）については、国民年金の強制適用の対象とはせず、ただし、任意には加入できることとしていた。
- ・ その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- ・ 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、健康保険において被扶養配偶者は自ら保険料を負担せずに医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- ・ また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

世帯単位でみた負担と給付のイメージ

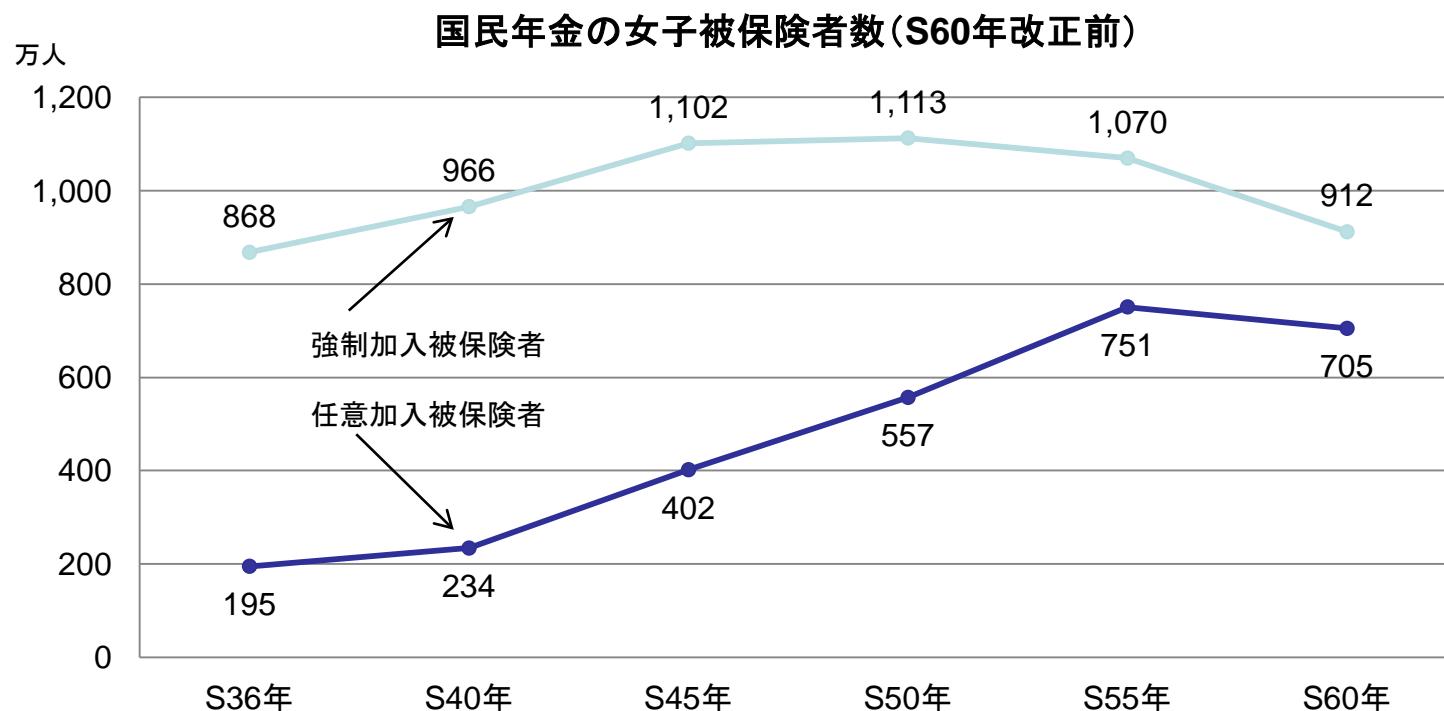
<基礎年金導入による給付構造の変化（イメージ）>



(3) 第3号被保険者制度に対する評価

- この第3号被保険者制度については、専業主婦の年金権を確保する観点から導入されたものであり、以下のような意義が考えられる。
 - ① 第3号被保険者制度を導入することで、サラリーマンの専業主婦である妻であっても、本人名義での年金保障が及ぶことになり、女性の年金権を確立させた。
 - ② ライフスタイルの多様化が進む中で、子育てなどで収入が減少したり、途絶えたりして被扶養配偶者になった者に対しても年金保障を確保するといった点で、社会的なセーフティネットとしての役割を果たした。
- 他方、自営業世帯には②のような措置がないことや、医療保険と同じくこのための財源を第2号被保険者全員が負担する保険料により賄うこととしたため、特に共働きの妻や独身女性に不公平感が生じており、例えば、以下のような批判的な意見がある。
 - ① 一定程度の給与所得がある場合を含め、本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を受けられるというのは、負担に応じて給付を受けるという社会保険の原則に反しているのではないか。
 - ② 一定の所得を超えない方が有利であるとして、女性の就労に悪影響を与えていのではないか。
 - ③ 第3号被保険者制度導入前は、多数のサラリーマンの妻が任意加入をして、自分の老後の年金のために自ら保険料を納めており、これによって年金に対する自助努力や自己責任の意識が醸成されていたが、本制度の導入によりこのような意識が失われたのではないか。（※）

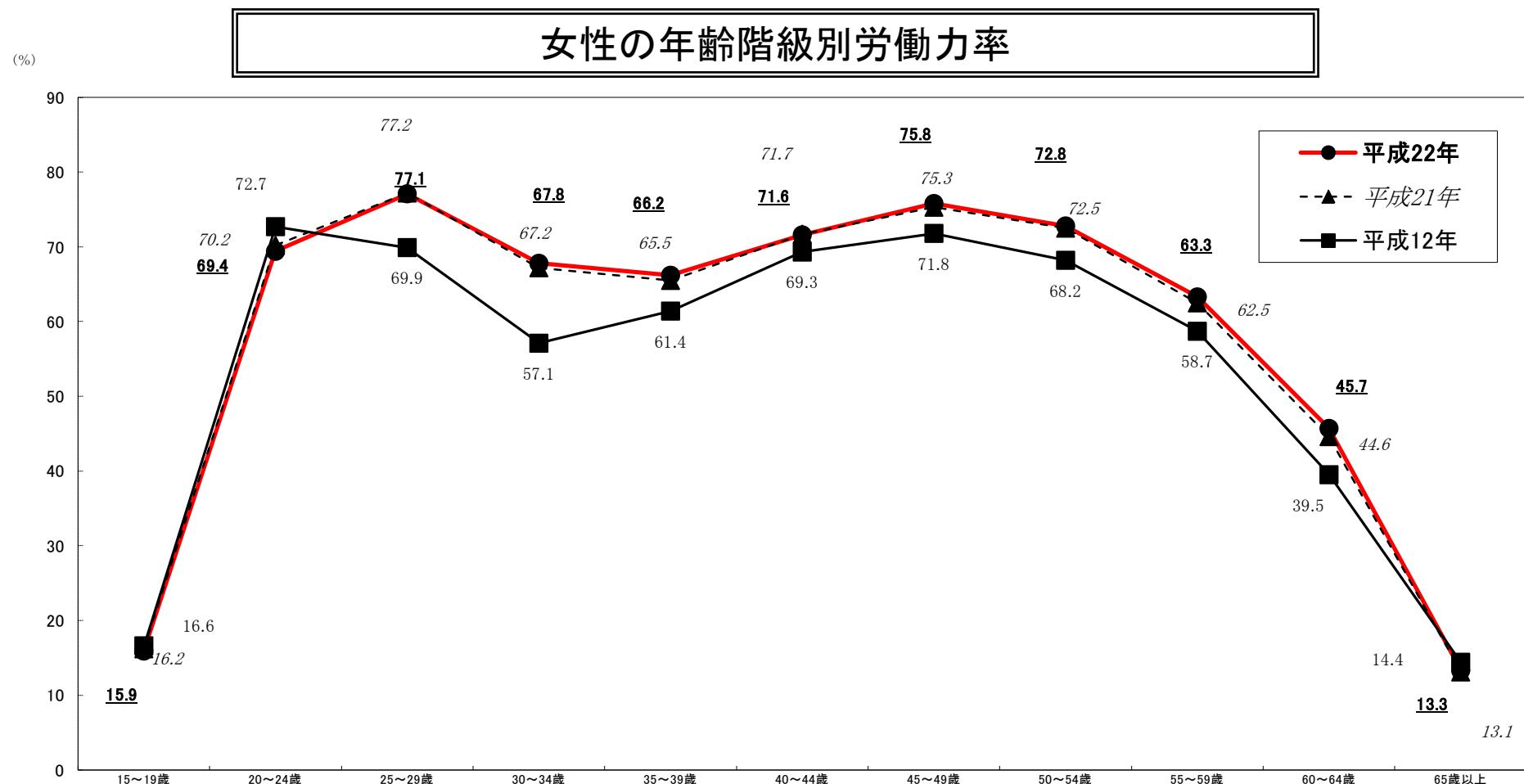
※(参考) サラリーマンの妻は、昭和60年の改正で任意加入の対象者から強制加入の第1号被保険者へ制度改正が行われたが、この改正前の昭和55年には、サラリーマンの妻の6割から7割にあたる750万人が任意加入を行っていた。当時の国民年金の全被保険者数は、約2,700万人であるから、その4分の1以上が女性による任意加入であった。



資料：社会保険庁「事業年報」

(4) 女性の就業、男女共同参画との関係

- 日本の女性の就業状況については、30代において労働力が低下するいわゆるM字カーブの状態が特徴である。

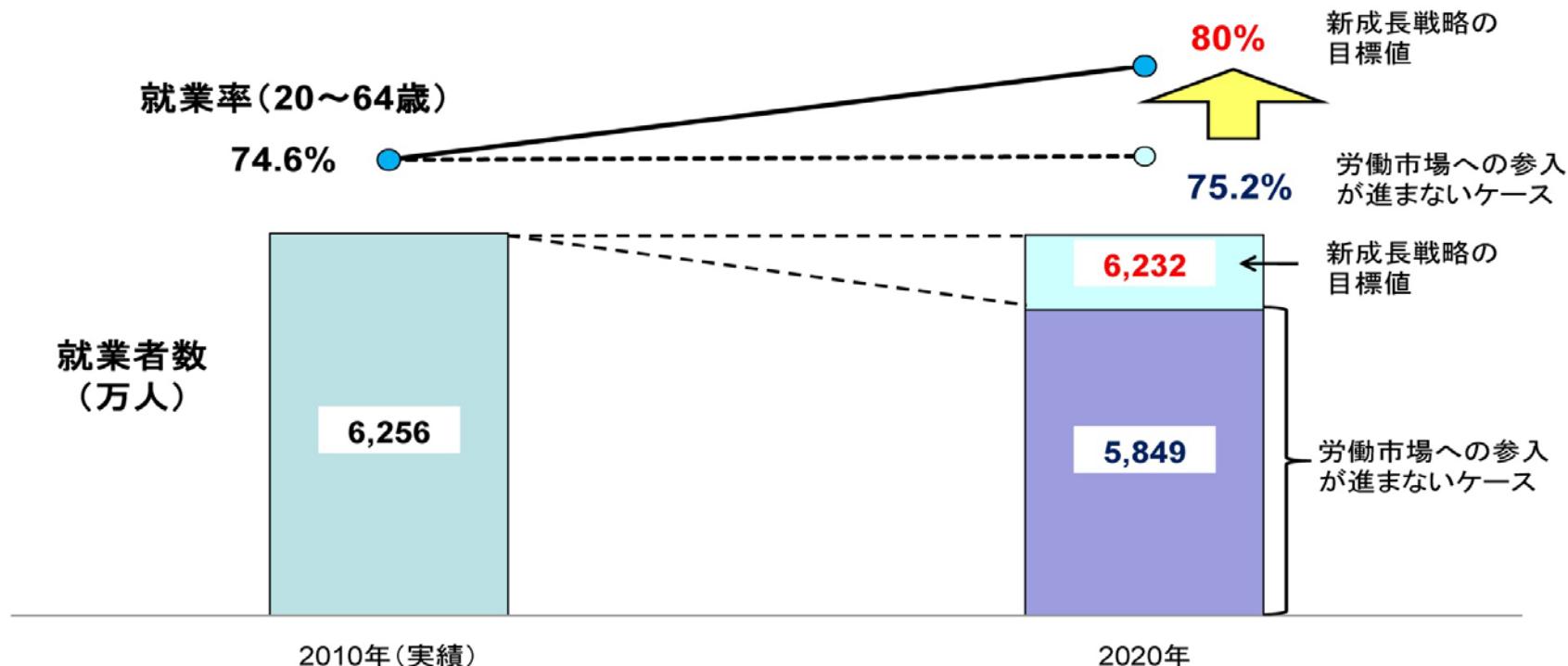


資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成12、21、22年)

- 今後、労働力人口の減少が見込まれており、若者・高齢者・障害者に加え、女性の就業率の向上が期待されている。

就業者数、就業率の見通し

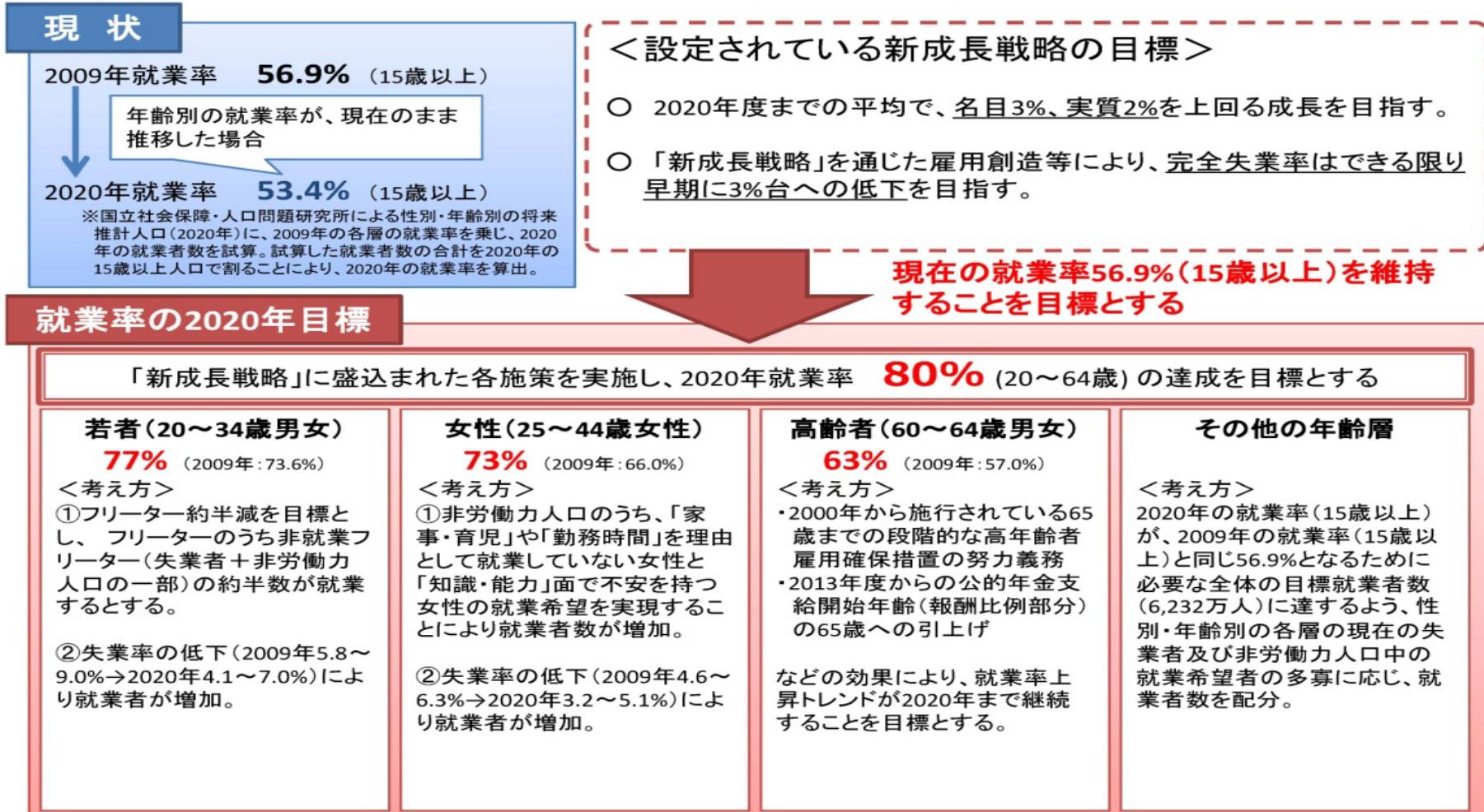
- 労働市場への参入が進まない場合、就業者数は今後10年間で約400万人減少する。
- 労働力の減少を跳ね返すため、若者・女性・高齢者・障がい者など、あらゆる人が就業意欲を実現できる「持続可能な全員参加型」社会を構築し、就業率・就業者数を上昇させる必要がある。



- (注) 1. 新成長戦略において、20~64歳の就業率の目標を80%(2020年)としており、このとき、15歳以上の就業率(56.9%)は、2020年において維持されることとなる。また、就業者数は15歳以上についてであり、2020年の目標値は就業率の目標が達成されたときの見込み数である。
 2. 「労働市場への参加が進まないケース」とは、2009年の性別・年齢別の就業率が2020年まで変わらないと仮定したケースである。国立社会保障・人口問題研究所による性別・年齢別の将来推計人口(2020年)に、2009年の各層の就業率を乗じ、2020年の就業者数を試算。2020年の就業率(20~64歳)は、試算した就業者数(20~64歳)を2020年の20~64歳人口で割ることにより算出。

(出典) 第6回社会保障改革に関する集中検討会議（平成23年5月12日）資料5

図表53 就業率の目標設定の考え方



(出典) 雇用政策研究会 報告書「持続可能な活力ある社会を実現する経済・雇用システム」

(平成22年7月) 参考資料

(5) 収入のない配偶者の給付に関する諸外国における取扱い

- 諸外国の年金制度では、収入のない者(働いていない者)は制度の適用対象とされていない。他方、収入のない配偶者の取扱いは様々であり、配偶者に一定の年金給付を行っている国もあれば、特別な給付を全く行っていない国もある。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	老齢遺族障害保険 (OASDI)	国民保険 (National Insurance)	一般年金保険	一般制度	・所得比例年金 ・保証年金
収入のない配偶者を含む無業者の取扱い	適用対象外	適用対象外 (任意加入は可)	適用対象外 (任意加入は可)	適用対象外 (任意加入は可)	所得比例年金 :適用対象外 (保証年金:税財源)
収入のない配偶者に係る年金給付	夫(妻)の年金の50% (注1)を妻(夫)自身の年金として支給	夫(妻)の基礎年金の60%(注2)を妻(夫)自身の年金として支給	なし	なし(注3)	・所得比例年金:なし ・保証年金:居住期間に応じて支給される。
被扶養の妻への給付月額	平均561.02ドル [約44,300円] (2010年)	満額265.2ポンド ^(注4) [約33,900円] (2011年)	—	—	保証年金 満額6,700クローネ [約84,000円] (2010年)

(注1)配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金又は障害年金を受給している場合には、その額だけ配偶者年金は減額される。(配偶者本人の老齢年金又は障害年金の額が配偶者年金を上回る場合には、配偶者年金は支給されない。)

(注2)妻(夫)自身が被保険者として保険料を納付したことによる基礎年金を受給できる場合であって、その額が満額の基礎年金60%の額より低いときには、自身の保険料納付に基づく基礎年金と夫(妻)の保険料納付に基づく給付を、満額の基礎年金の60%の額まで併給することができる。

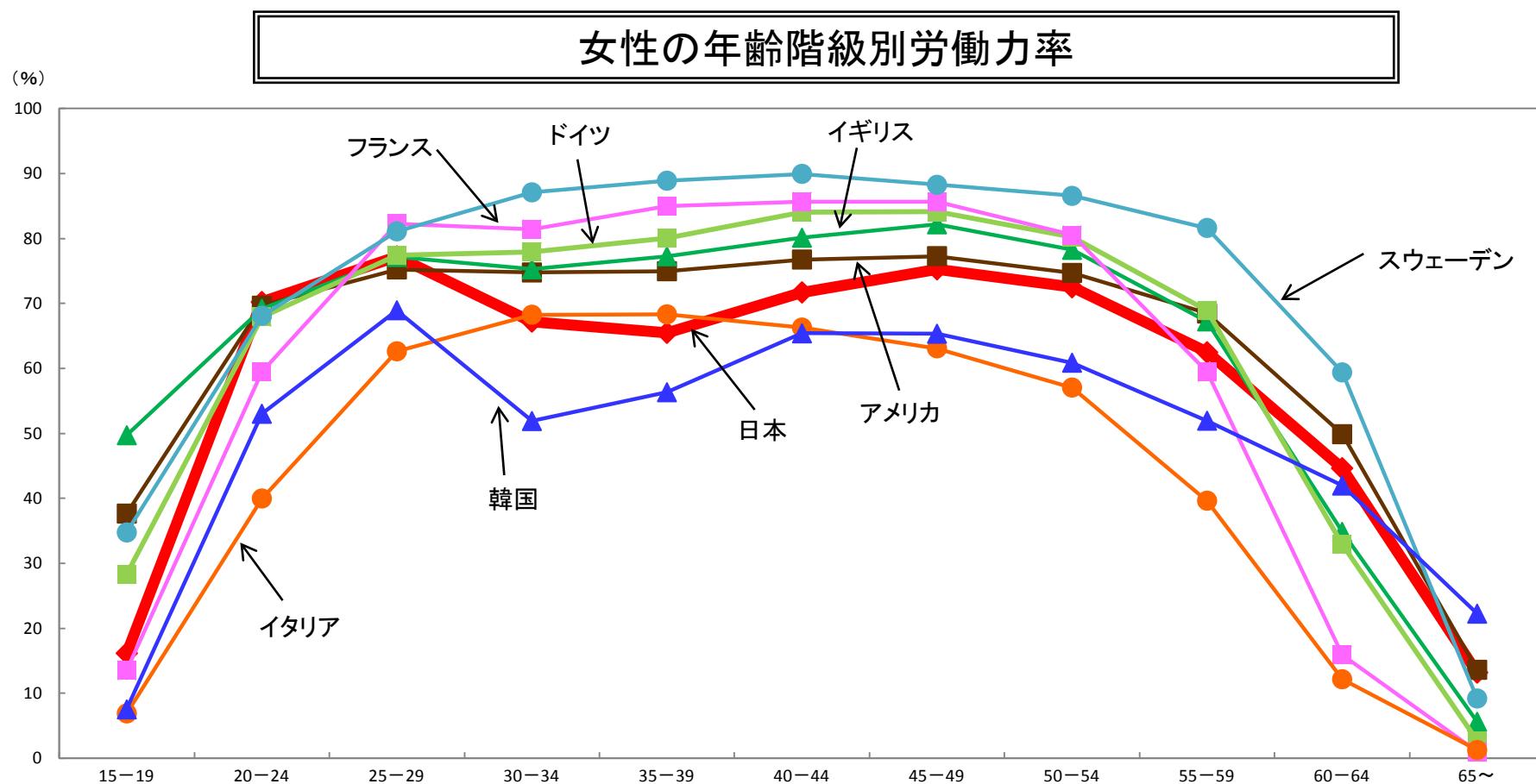
(注3)老齢年金及び障害年金を受給できない65歳以上の配偶者(配偶者が障害を有する場合には60歳以上)を扶養している被保険者の年金に対して加算(50.81ユーロ(約5,700円)2010年)が行われていたが、2011年1月1日に廃止された。

(注4)週額61.20ポンドに52を乗じて12で除した額

※各国通貨の換算レートは基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(財務大臣公示)による。(平成23年9月中適用分)

15 (出典)「女性と年金」女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書(2002年2月)等

○ 世界的に見て、日本の女性の労働力率は、高いとはいえない。



(資料出所): ILO LABORSTA,OECD Database

(注)アメリカの「15~19歳」は「16~19歳」のデータ、スウェーデンの「65歳~」は、「65~74歳」のデータである。

(6) 過去の議論の経緯

- こうした様々な批判・第3号被保険者を巡る状況を踏まえた対応策として、女性のライフスタイルの変化等に対応した年金制度のあり方に関する検討会（平成13年12月終了）や社会保障審議会年金部会においては、第3号被保険者制度の見直し案について、年金分割案、負担調整案、給付調整案（※）などに整理した上で議論が行われた。
- しかしながら、いずれの検討の場においても結論を得るには至らず、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者制度を縮小していく方向性が確認されたに留まっている。

※ 各見直し案の考え方について

- 年金分割案 ・ 様々な生活実態に応じて必要な給付を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。
- 負担調整案 ・ 第3号被保険者に対し基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。
- 給付調整案 ・ 第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。

○ 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理－年金制度の将来的な見直しに向けて－」（平成20年11月27日）より抜粋

6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

○ 第3号被保険者の取扱いは、パート労働者の取扱いと密接な関係があり、これらについては、当部会でも今まで様々な議論がなされてきた。平成16年改正に向けた議論では、厚生年金の適用拡大については基本的に行うべきとされ、また、第3号被保険者については、具体的な見直し案に対しては様々な意見が出されたが、厚生年金の適用拡大等により第3号被保険者の範囲を縮小していく方向性については一致したという経緯がある。

その上で、平成16年改正により、第2号被保険者が納付した保険料は夫婦で共同で負担したものとみなす旨の規定を法律上明記した上で、第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度が導入された。また、現在国会に提出されている被用者年金一元化法案が成立すれば、厚生年金の適用拡大によって第3号被保険者の範囲は縮小することとなる。

今後、更なる厚生年金の適用拡大を検討するに当たっては、第3号被保険者の範囲を含む第3号被保険者制度のあり方について併せて議論する必要がある。

《平成16年改正までの第3号被保険者制度に関する議論の経緯》

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書 平成13年12月

- 第3号被保険者制度の見直し案(6案)を整理し議論を行った。
①賃金分割し定率負担、②妻が定額負担、③夫が定額負担、④夫が定率負担、⑤標準報酬上限引き上げ、⑥育児・介護期間中に限定
(単純化のため、夫が第2号被保険者、妻が第3号被保険者ということで表現している。)

社会保障審議会年金部会における検討

- 平成14年12月厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直し案(年金分割案、負担調整案、給付調整案、第3号被保険者縮小案)をもとに議論を行った。
- 議論では、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したが、その他の案については多くの論点があり、1つの案のみが多数の賛同を得られなかつた。

社会保障審議会年金部会の意見 平成15年9月

- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位でみれば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくとも基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していくことを基本に見直しを進めるべきである。



『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて』(厚生労働省案) 平成15年11月

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係にかけて制度を見直していくという観点から年金分割を導入する。

※ 年金分割の具体的仕組み

婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

与党年金制度協議会 『平成16年年金制度改正について』 平成16年2月

- 被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にも潜在的な権利があることは基本であるが、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとした。

法制化(平成16年2月国会提出)

国会において審議、成立(平成16年6月)

- 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割については、平成20年4月施行。

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見 「高齢者の自立した生活に対する支援について」(抜粋)
(平成20年6月13日 男女共同参画会議)

第3章 男女共同参画の観点からみた高齢者の自立支援をめぐる課題と取組

4. 分野別にみた課題と取組

(2) 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

ア. 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築

① 女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し

○ 第3号被保険者制度の在り方の検討(厚生労働省)

第3号被保険者制度については、希望する女性が働きやすい就業環境整備の加速化を前提としつつ、経済的自立を阻害しない方向で縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。その際には、第3号被保険者と位置付けられていた女性の給付水準の単純な引き下げにならないよう、所得分割制度(*)の一層の徹底を含め、女性の現状を踏まえた上で、高齢期の所得保障の在り方の視点から検討する必要がある。

* 「所得分割制度」に関しては、平成16年年金制度改革において、「被扶養配偶者に対する年金たる給付に関しては、(中略)、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」ことを基本的認識とする旨が、厚生年金保険法の規定として明記されるとともに、これを踏まえて、離婚時等において、第3号被保険者の請求によって、第3号被保険者期間に係る配偶者の厚生年金についてその2分の1を分割する制度(いわゆる3号分割制度)が導入されている。(平成20年4月1日施行)

第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

I これまでの施策の効果と、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」が十分に進まなかつた理由

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しについては、税制関係で「平成22年度税制改正大綱」において今後の方向性が示され、また、社会保障制度については、平成16年年金制度改革が施行されるとともに、新たな年金制度に向けて今後具体的な制度設計を行うことが示されるなど一定の取組が実施されている。しかし、配偶者控除や第3号被保険者制度の廃止・縮小を含めた見直しや、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正等、第2次基本計画で課題とされている制度改正の実現には至っていない。

(略)

II 今後の目標

(略)

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。

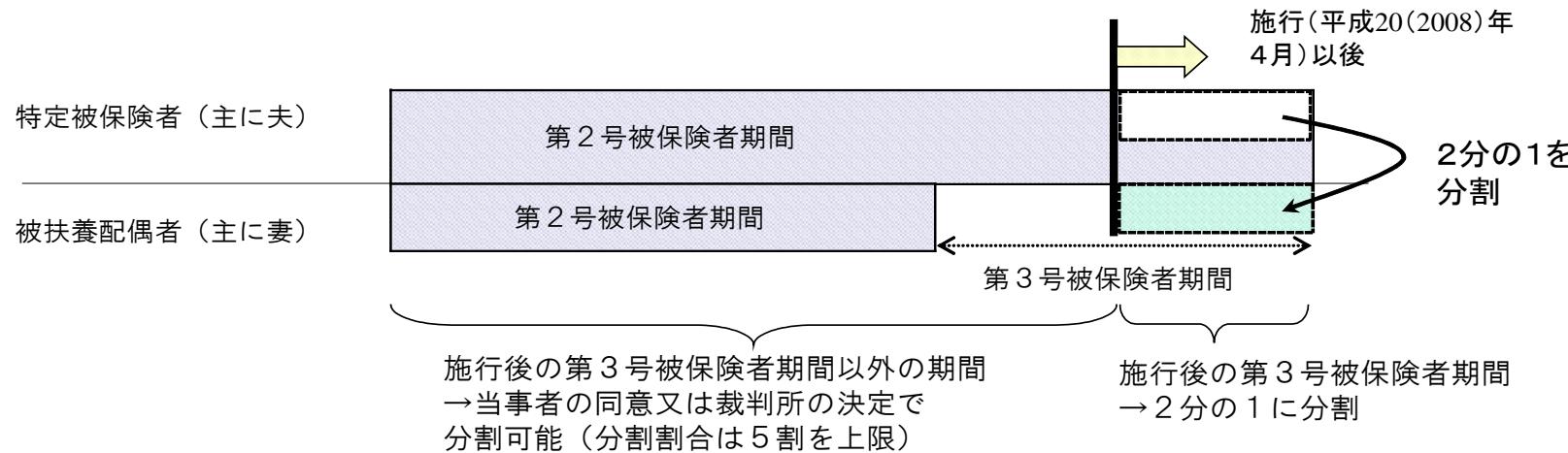
我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進める。

(略)

(参考) 3号分割の制度について

- 平成16年の年金制度改革においては、第3号被保険者を対象として、離婚時等に、年金を分割できる制度（いわゆる3号分割の制度）が導入されている。
- その際、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する旨の規定が定められている。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



平成16年改正法

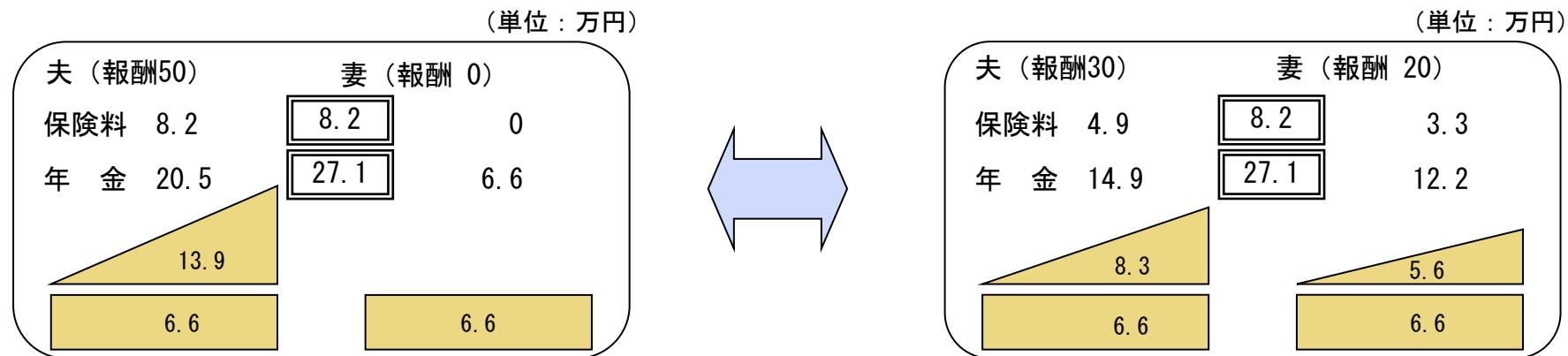
厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

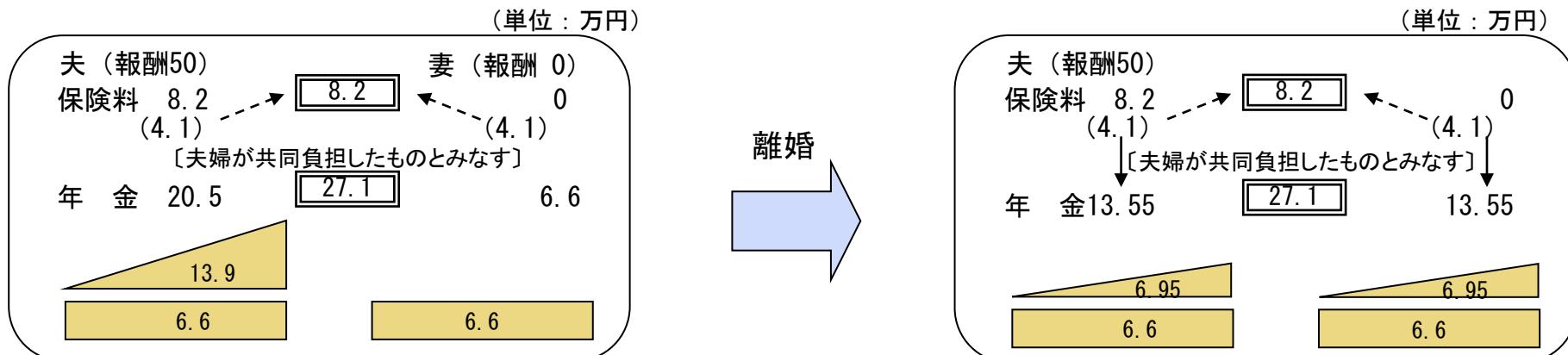
<保険料負担と給付（イメージ）>

- 夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額である。



<3号分割制度（イメージ）>

- 第2号被保険者が納付した保険料は、夫婦が共同負担したものとみなして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付する。



※婚姻期間40年とした場合（実際には、婚姻期間に応じて分割が行われるため、年金額もそれに応じて変わる。）

2. 社会保障・税一体改革成案における議論等

- ・ 現行制度の改善事項として、保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度について、専業主婦を優遇しているのではないかとの批判があり、第3号被保険者制度に関する不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性（二分二乗）を踏まえつつ検討することを、社会保障集中検討会議に厚生労働省案として提出。
- ・ これを踏まえて、社会保障・税一体改革成案においては、「第3号被保険者制度の見直し」について、法案提出に向けて検討することとされた。
- ・ 工程については、2012年以降速やかに法案提出することとされた。

3. 第3号被保険者制度見直しの論点

〔第3号被保険者制度の見直し〕

- 第3号被保険者制度の現状に照らし、その在り方について、どう考えるか。
- 過去に提案されてきた第3号被保険者制度の見直し案についてどう評価するか。

〔夫婦共同負担を基本とする考え方について〕

- 夫婦共同負担を基本とする考え方、すなわち、第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱って年金分割することについて、どう考えるか。
- 第2号被保険者、3号被保険者夫婦間にのみ適用するか、第1号被保険者夫婦や第2号被保険者夫婦の間でも適用するのか。

〔制度設計に当たっての論点〕

- 保険料納付を記録した段階から夫婦共同負担制の考え方による年金分割を適用するか、あるいは受給開始段階からとするか。
- その適用には届出を必要とするか。婚姻の届出など客観的事実をもって適用開始とするか。事実婚をどう取り扱うか。
- 年の差夫婦や配偶者が早逝した場合には、1人分だけの給付水準となるが、どう考えるか。
- 1人分の給付水準は半分になることとなり、現行の遺族年金よりも低い額となるが、どう考えるか。
- 財産権や夫婦別産制との関係をどう考えるか。

3. 第3号被保険者制度の見直しについて

(1) 第3号被保険者制度の見直しについて

○ 第3号被保険者制度の現状に照らし、その在り方について、どう考えるか。

- ・ 第3号被保険者制度に対する不公平感を解消し、また、男女共同参画型社会を作っていくとの観点から、第3号被保険者制度を見直すべきであるとの意見について、どう考えるか。
- ・ 第3号被保険者は、健康保険の被扶養者制度と同様、収入が無いか又は低い者を、被用者保険の中でカバーして給付がなされるようにしているものであるが、廃止する場合、こうした方々の年金給付をどのように考えるか。
- ・ 第3号被保険者制度が女性の就労意欲を阻害しているという指摘についてどう考えるか。
- ・ 一方、女性就業の実態等にかんがみれば、まずは、厚生年金の適用拡大を行い、第3号被保険者の数を減らしていくべきとの意見について、どう考えるか。

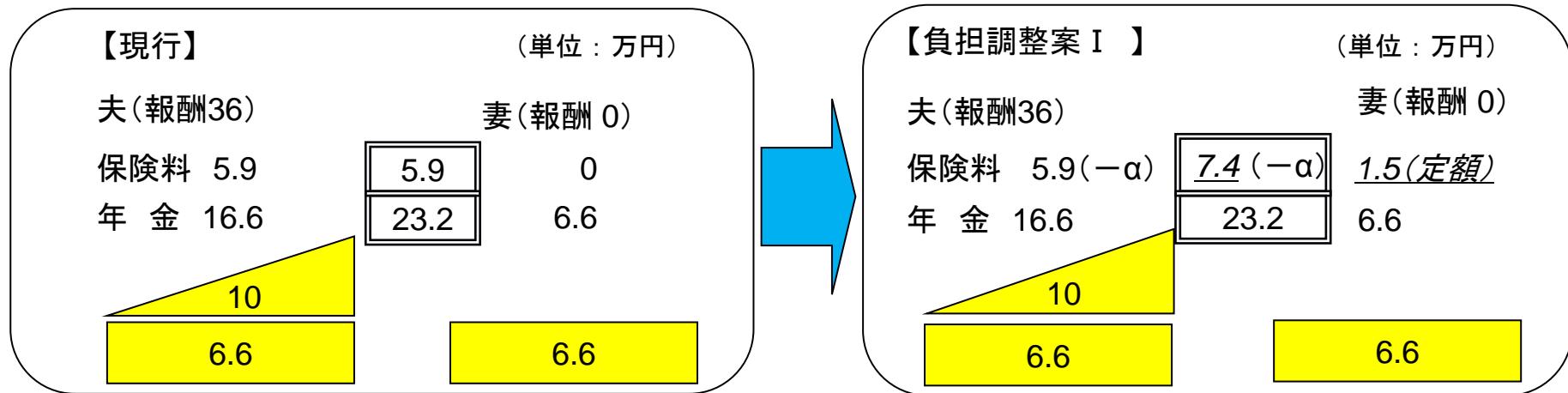
○ 過去に提案してきた第3号被保険者制度の見直し案についてどう評価するか。

- ・ 第3号被保険者に対して保険料負担を求めるか、給付を調整することによって対応する案について、平成13年の「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」及び平成14年の「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を参考に、改めて整理を行う。

【I 案】 妻に別途の保険料負担を求める（負担調整案 I）

- 第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、例えば、第1号被保険者と同額（例えば1.5万円）などの保険料負担を求めるという仕組みが考えられる。

＜保険料負担と給付の関係の変化＞



α : 第3号被保険者の拠出金負担分

現在、第2号被保険者は、被扶養者の有無にかかわらず、定率で第3号被保険者の基礎年金に係る費用を拠出しており、平成23年度の場合を単年度で粗々で計算すると、保険料率で概ね1%相当となる。このため、図の例では、 α は約0.4万円となる。

(特徴)

- 新たに妻に負担を求ることによって、同じく妻の立場ながら保険料を負担している共働き世帯や、単身世帯の者との公平性が図られる。

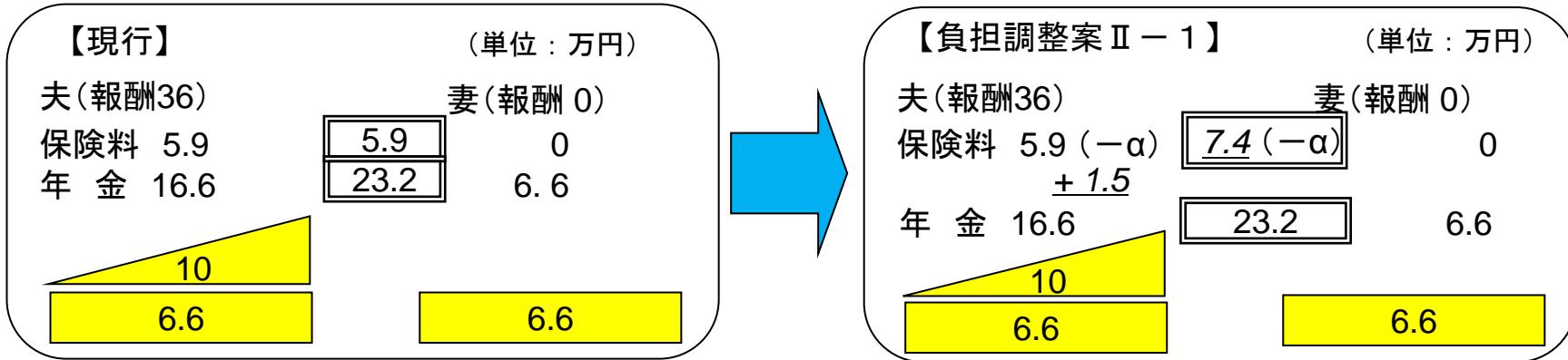
(課題)

- 収入のない妻に保険料負担を求ることとなり、負担できなければ妻が低年金・無年金となるという問題がある（60年改正前と同じ。）。

【Ⅱ－1案】夫に追加の保険料負担（定額）を求める（負担調整案Ⅱ－1）

- 第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、例えば、それに第1号被保険者の保険料と同額（1.5万円の定額）などを加算した保険料負担を求めるという仕組みが考えられる。

＜保険料負担と給付の関係の変化＞



(特徴)

- 妻を持つ夫に別途の定額の負担を求めることによって、共働き世帯や単身世帯との公平性が図られる。（現状は、第2号被保険者の保険料は、独身であるか被扶養配偶者を持っているかにかかわらず、同じ報酬なら同じ保険料が課されている。）

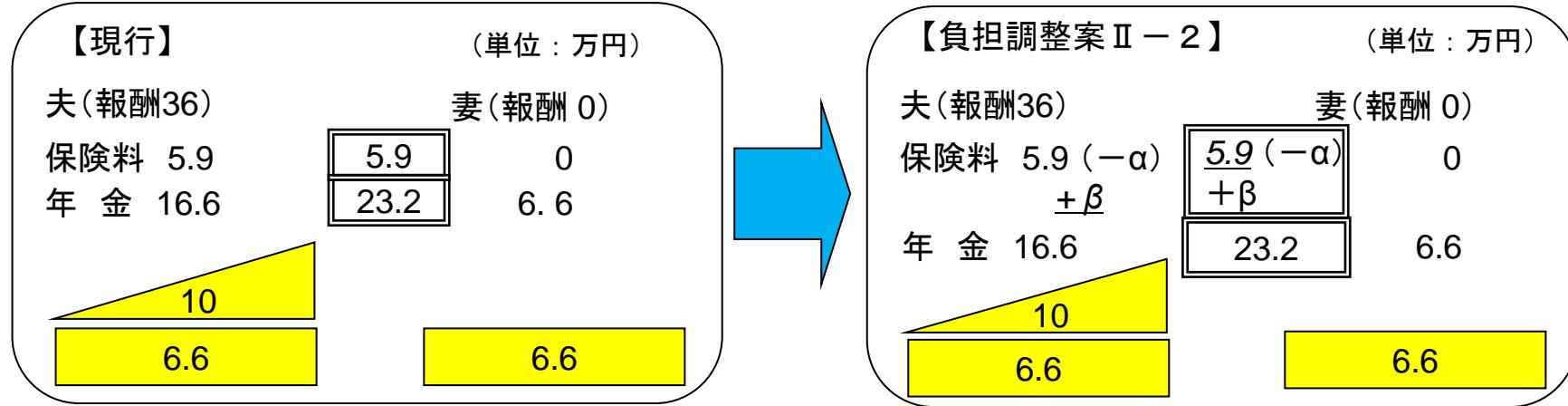
(課題)

- 厚生年金保険料に「定額」保険料を導入することや、妻の有無で保険料が異なることをどう考えるか。
- 結婚をして妻が働けない（働かない）場合に自身の保険料負担が増加するため、結婚することや妻が育児や介護に従事することを消極的になるなどライフスタイルの選択に影響を与えるか。
- 事業主経由で定額保険料を徴収する場合、適正に徴収ができるのか。

【Ⅱ－2案】夫に追加の保険料負担（定率）を求める（負担調整案Ⅱ－2）

- Ⅱ案の別案として、第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者に関する拠出金に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率に負担する仕組みも考えられる。

＜保険料負担と給付の関係の変化＞



α : 第3号被保険者の拠出金負担分

β : 第3号被保険者の拠出金に要する費用分
(第3号被保険者のいる第2号被保険者のみで按分)

(特徴)

- 妻を持つ夫に別途の定率の負担を求ることによって、共働き世帯や単身世帯との公平性が図られる。

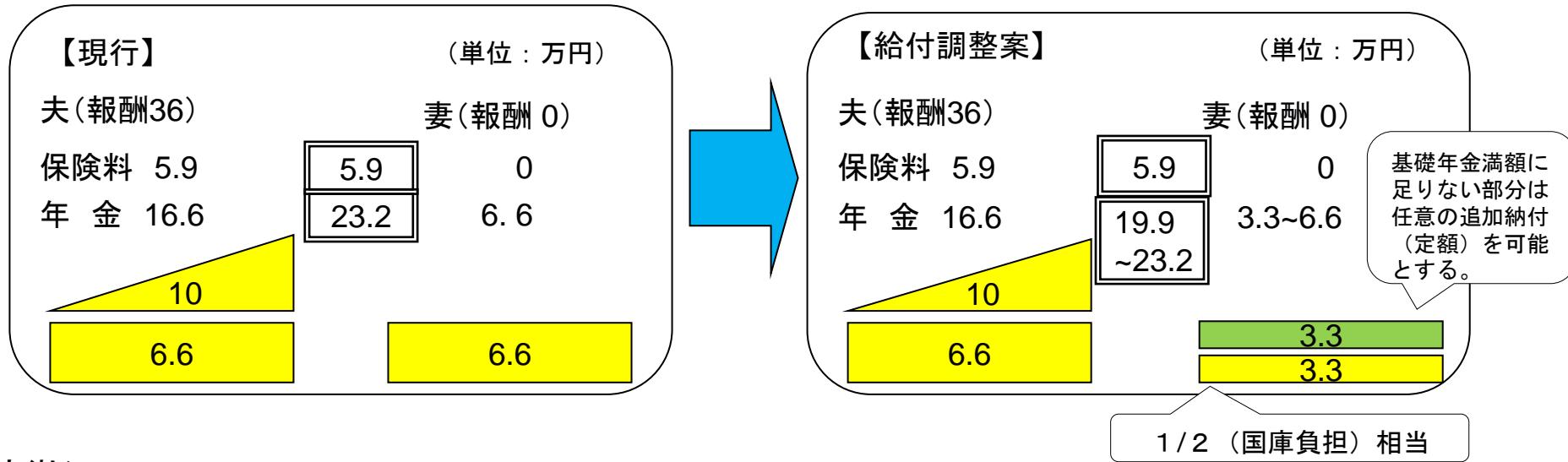
(課題)

- 妻の分まで事業主が負担を行わなければならないことをどう考えるか。
- 妻のいる夫が採用に当たり不利となるなど雇用行動に影響を及ぼすのではないか。

【Ⅲ案】妻の基礎年金を減額する（給付調整案）

- 保険料負担のない妻の基礎年金額を減額し、国庫負担分のみを支給する仕組みが考えられる。ただし、基礎年金の満額に足りない分は、任意の追加保険料を納付することで満額にする仕組みとすることが考えられる。

＜保険料負担と給付の関係の変化＞



(特徴)

- 給付額を減額することによって、同じ妻の立場で第1号被保険者として保険料負担をしている者との公平性が図られる。
- 妻が保険料を別途拠出することで年金額を満額にすることもできる。

(課題)

- 妻は原則として基礎年金を減額されることとなり、本人名義の年金額が低額となる。

【IからⅢ案の総括】

- IからⅢ案については、抜本的な見直しにつながる反面、新たな負担を設けるが給付は変わらなかつたり、負担は変わらないが給付は減額したりすることになる点において、現実的な解決案となりうるかという問題点が、いずれの案にも存在するのではないか。
- こうしたことから、第3号被保険者制度への不公平感を解消する見直し方策として、過去に提案されてきた案の一つ（年金分割案）と同様の考え方であり、現行法で、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する旨が規定（※）されていることにも馴染みがあり、さらに、民主党の新年金制度の考え方にも合致する夫婦共同負担の制度（第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものとして取扱う、いわゆる二分二乗制度）を導入することが考えられるのではないか。

※ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識）

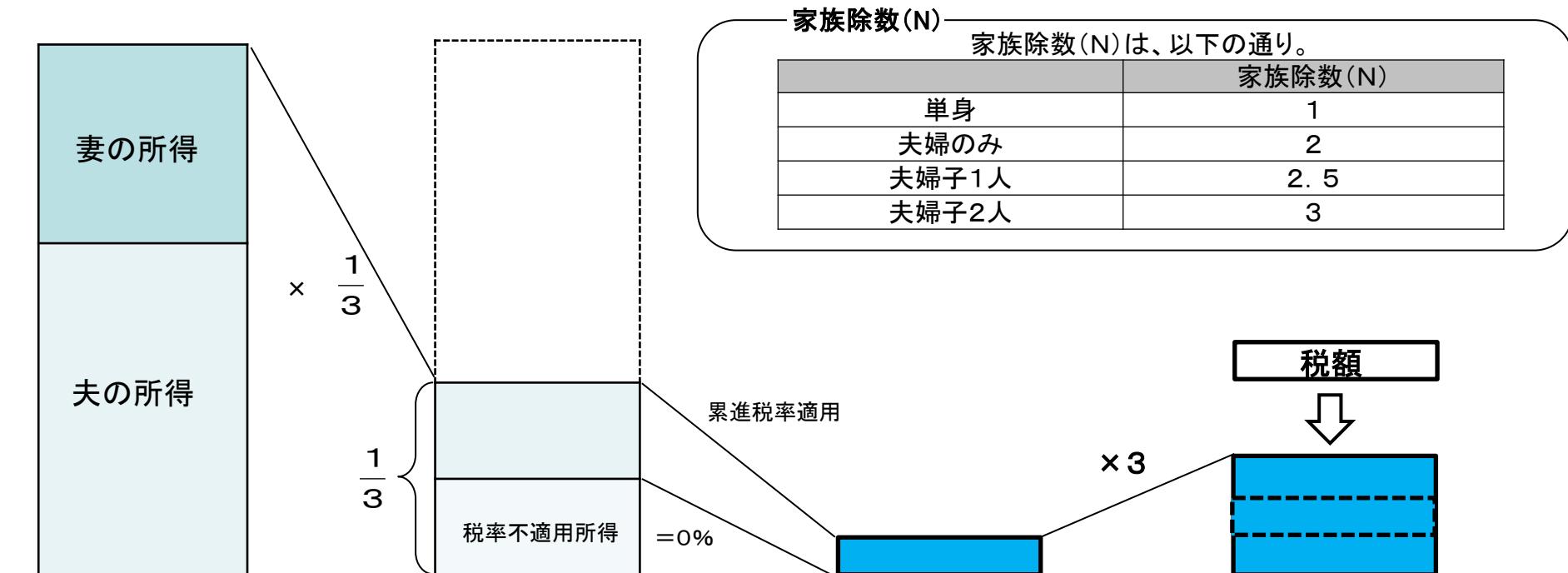
第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

- こうした制度は、諸外国の年金制度には例が無いが、税制においては、フランスでN分N乗と呼ばれる制度が存在する。

フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算(イメージ)
(夫婦子2人(N=3)の場合)

N分N乗方式の概要

- フランスでは、所得税の課税単位は家族であり、夫婦の財産は原則として夫婦双方に属するとされている(夫婦共有財産制)。
- 家族の所得を合算して家族除数(N)で除し、それに累進税率を適用することによって家族除数(N)1あたりの所得税額を算出した後、再びNを乗することによって、税額を算出する(N分N乗方式)。



(注1)所得控除、税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

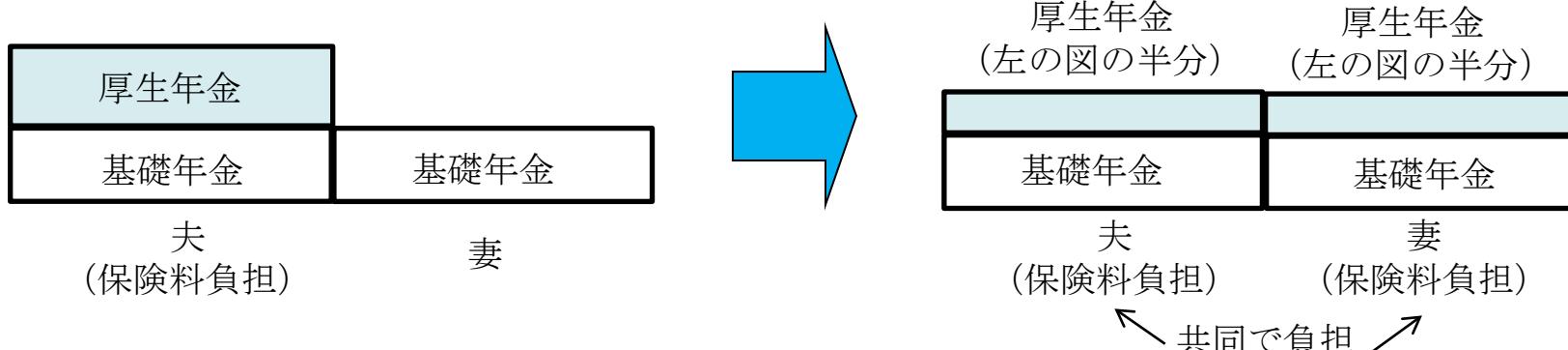
(注2)フランスの所得税率は、5.5%~41%の超過累進税率である。

(出典)財務省資料

4. 夫婦共同負担を基本とする考え方について

○ 夫婦共同負担を基本とする考え方、すなわち、第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱って年金分割することについて、どう考えるか。

- ・ 現行法においては、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同して負担しているものと認識する旨の規定が設けられている。
- ・ 一方、民主党の新しい年金制度案では、個人単位で年金を計算することとし、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものをそれぞれの納付保険料とする二分二乗という考え方が提案されている。
- ・ こうした新しい年金制度の考え方及び現行法の規定を基にすれば、第3号被保険者も、その配偶者である第2号被保険者と共同で保険料を負担していると考えができる。この仕組みを現行の年金制度に導入するとすれば、第3号被保険者は、保険料を負担せずに給付を受けるのではなく、いわばみなしそうに第2号被保険者として保険料を負担して給付を受けると認識することになるので、この考え方に対して不公平感は一定程度解消することが出来るのではないか。



- ・ なお、共同で保険料を負担したことに対する年金給付は、厚生年金部分を夫婦で分割して受け取ることとなり、実際の効果は、年金分割の案に近い。

○ 第2号被保険者・3号被保険者夫婦にのみ適用することとするのか、それとも第1号被保険者夫婦や第2号被保険者夫婦の間でも適用するのか。

- こうした制度については、保険料を夫婦で共同負担しているという現行法の規定があることや、第3号被保険者制度に関する不公平感を解決するための方法としての検討であることから、第2号被保険者と第3号被保険者について適用することが考えられるのではないか。
- さらに、これに加えて、対象者を第2号被保険者と第3号被保険者の間に限定せず、第2号被保険者同士の夫婦や、第2号被保険者と第1号被保険者の夫婦の間でも、適用することは考えられるか。
- その場合、事実婚を含めた婚姻関係の把握は可能か。また、例えば第2号被保険者同士の夫婦の場合には、保険料を共同で負担しているとは観念しにくいが、夫婦別産制であるにもかかわらず、年金給付の半分を強制的に配偶者のものとすることは、適当か。